

原告意見陳述要旨

2013年1月24日

原告名兒耶匠の

成年後見人 名兒耶 清吉

第1 原告の後見人の思い

この「成年被後見人の選挙権剥奪」の裁判も、いよいよ結審を迎えることとなりました。

平成23（2011）年5月11日第1回の裁判期日、場所も同じこの103号法廷でした。冒頭に定塚^{じょうづか}裁判長から、「本件は選挙権という大きな制度に関する事件であって、裁判所も真剣に取り組みたい。短期間で集中的に審理を行うつもりであるから、そのために双方ともに十分な主張と資料等の提出を行ってほしい。」との言葉がありました。

これまで「水戸アカス紙器事件」や「友部病院事件」など障害者が被害に遭った事件の裁判支援をしてきた私は、この裁判長の積極的な発言に驚きました。この裁判に対する裁判長の並々ならぬ決意と熱意を感じ緊張感が走りました。その後もこの裁判がまっすぐな裁判長の訴訟指揮で貫かれたことに感謝しています。

参政権という国民としての重大な権利が、成年後見人がついたという理不尽な理由で剥奪されたことを、私としては清水の舞台から飛び降りる覚悟で争った裁判でした。

国からは確固たる信念に基づいた反論があるものと覚悟をしていました。しかしながら8回に亘る口頭弁論を通じ、あまりに消極的な態度に終始した国には憤りを感じました。それほどの考えもなく、娘の選挙権は奪われたのか、という悔しさです。

第1回（口頭弁論）期日の際の陳述で申し述べたとおり、私は知的障害のある娘に対し、国の制度とはいえ、就学の際、就労の際の二度、娘の人権を侵害する共犯者としての片棒を担いでしまいました。この成年後見で選挙権を奪ったのは三度目の人権侵害でした。

「この子らを世の光に」というのは、知的障害者の権利擁護の草分けである糸賀一雄氏の言葉です。そんな娘は、やはり私を責めはしませんでした。

これほどの人権侵害を黙って許す娘をこれ以上踏みにじるわけにはいきません。今度ばかりは引き下がることは出来ない、また引き下がってはいけない。このような不退転の決意でこの裁判に臨んでいます。

しかし、幸いなことに、提訴したことを契機として、さいたま、京都、札幌と相次いで同様の裁判が行われることになりました。また、孤立無援だと思っていたのに、「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」の「後見人を付けた障害のある人も、選挙に行きたい。成年被後見人の選挙権剥奪を定めた公職選挙法の既定削除を」との呼びかけに応じて、411, 172通もの署名が集まったことで、無駄ではなかったと、改めて絆の深さを感じ入った次第です。

申すにも及ばないことですが、この裁判は、世界中が注目しています。

第2 原告匠の様子

原告匠の様子ですが、匠は、提訴後もそれまでと変わらない生活を送っています。

平日は、7時半に起床し、朝食をとり、8時45分に仕事に行きます。仕事はラベル貼りやビニール袋の溶着の仕事をしています。お昼過ぎに仕事から帰ってからは、グループホームや施設で手芸をしたり、スポーツジムに利用者全員で出かけて運動をしたりしています。

家では、家族団らんの時にはTVを一緒に見ます。ニュースを見ることが多いです。

このような生活は、匠が成年被後見人となる前後で全く変わっていま

せん。

裁判をきっかけに原告の素顔を紹介しようと思知ったインタビュアーが質問したときには、笑顔で

「（好きな食べ物は？）～お豆です」

「（今の総理大臣知ってますか？）～ドジョウの野田ですフフフ」

「（選挙楽しかったですか？）～そうですね。楽しかったです。」

「（選挙もう一度行きたいですか？）～はい。お父さんとお母さん

とまた選挙に行きたいです」と語り、

手芸のビーズのメガネチェーンや編み物などの作品を披露しました。

12月の総選挙時には、私たち夫婦が投票に行く様子を、何も言わずに見送っていました。

何の恨み言も言わず、この裁判に来ることに文句も言わず、でも年老いた私たち両親ともう一度選挙に行くことを考えていてくれる娘です。

社会の中で、様々な影響を受け、私たちは一票を投じます。被後見人の投ずる一票とそれ以外の人の投ずる一票に違いがあるのでしょうか。

第3 この裁判への願い

娘と私と連れ合いとで選挙に行き、この命のあるうちに娘をもう一度主権者にすることが、私たちの願いです。

以上